

昭和五十九年八月二十一日受領
答 弁 第 五 二 一 号

内閣衆質一〇一第五二号

昭和五十九年八月二十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福永健司殿

衆議院議員菅直人君提出厚木基地の米軍機離着陸訓練に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員菅直人君提出厚木基地の米軍機離着陸訓練に関する質問に対する答弁書

一について

米軍から、第五空母航空団による夜間着陸訓練の計画について次のとおり通報があつた。

期	間	時	間	備	考
昭和五十九年七月十六日から七月二十日まで		十八時から二十二時まで			
〃	七月二十三日から七月二十七日まで				
〃	七月三十日から八月四日まで				
〃	八月六日から八月十一日まで				
〃	八月十三日から八月十八日まで				
〃	八月二十日から八月二十五日まで				

事情の変更により、計画を変更することがある。

二について

厚木飛行場周辺における航空機騒音の実態を把握するため、継続して調査を実施している。

三について

政府としては、本件訓練が空母艦載機パイロットの練度の維持・向上、ひいては日米安保体制の効果的運用のために必要欠くべからざるものであると理解しているが、他方、本件訓練による騒音が周辺住民にとり深刻な問題になっていることは十分承知しており、本件訓練の周辺住民に与える影響については、今後とも十分配意していく考えである。

四について

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一百一号)第四条に規定する第一種区域については、航空機の騒音が一定の値以上である区域を基準として、関係地方公共団体の意見を聴取の上指定している。航空機の騒音については引き続き調査を行っており、その結果により所要の措置を講ずる考えである。

また、放送受信障害対策事業助成区域については、全国の自衛隊等の飛行場周辺の地域にお

ける第一種区域の指定状況を踏まえ慎重に検討する考えである。
右答弁する。